

# 第10回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年3月26日（金）午後4時00分より

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年3月26日(金) 16時00分
2. 閉会時間 令和3年3月26日(金) 16時59分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 16名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 18名
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

議長

皆さん、こんにちは。只今より、第10回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、〃番・・・委員、〃番・・・委員、〃番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており〃番・・・委員、〃番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおり、3件 13筆 7, 998平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、5件 12筆 10, 373平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 399平方メートル

ルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、7, 523平方メートルで、農機具は耕運機1台、トラクター1台、軽トラ  
ック2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で30年の農作業歴があります。

両親と3人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、里芋・さつま芋を作付している  
状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可  
申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページから7ページ2番に記載のとおりで、田及び畑 28  
筆 15, 423平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、15,423平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で30年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻・人参・馬鈴薯を作付し、通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ3番に記載のとおりで、畑 1筆 406平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,599.03平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、

キャリー2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で30年の農作業歴があります。

妻と母の3人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、人参・ブロッコリー・ハウレンソウ・スイカを作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ4番に記載のとおりで、畑 2筆 2,452平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、34,914平方メートルで、農機具は、トラクター2台、マルチ張り機2

台、土壤消毒機2台、2tトラック1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で60年の農作業歴があります。

息子夫婦と孫夫婦の5人で農業を営んでおり、人参・大根・スイカ・ハウレンソウを作付し、通作距離は自宅から2キロメートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ5番に記載のとおりで、畑 1筆 2,069平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、26,789.02平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1

台、管理機1台、草刈り機1台、動力噴霧機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で17年の農作業歴があります。

妻と子と両親の5人で農業を営んでおり、人参を作付し、通作距離は自宅から車で1分ということで、問題なしと見ております。

ご審議の程、宜しく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番と関連がありますので、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番及び7番について説明します。

6番及び7番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ6番及び9ページ7番に記載のとおりで、畑20筆 21, 576平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、40, 563平方メートルで、農機具は、トラクター3台、フォークリフト1台、マルチャー1台、トンネル支柱打込み機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番、及び7番について報告します。

6番、及び、7番の譲受人は、農家で25年の農作業歴があります。

両親と甥と常時雇用者2人の合計6人で農業を営んでおり、申請地も含め、生姜・人参を作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の6番及び7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の6番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番は許可することに決定します。

次に、第1号議案の7番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番について説明します。

8番の譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ8番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 769平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14, 552. 99平方メートルで、農機具は、トラクター2台、マルチャー1台、2tトラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番について報告します。

8番の譲受人は、兼業農家で45年の農作業歴があります。

息子夫婦と3人で農業を営んでおり、人参・大根を作付し、通作距離は自宅から車で10分という  
ことで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の8番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の8番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の9番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の9番について説明します。

9番の譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ9番に記載のとおりで、畑 2筆 1,588平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、29,034平方メートルで、農機具は、トラクター3台、耕運機1台、トラック4台、動力噴霧機2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ ・ 委員

#### 現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の9番について報告します。

9番の譲受人は、農家で50年の農作業歴があります。

妻と息子夫婦の4人で農業を営んでおり、水稻・大根・白菜・人参を作付し、通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

#### 議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の9番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

#### 議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可

申請の9番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の10番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の10番について説明します。

10番の譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ10番に記載のとおりで、畑 2筆 364平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,460.73平方メートルで、農機具は、トラクター5台、耕運機2台、草刈り機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の10番について報告します。

10番の譲受人は、兼業農家で21年の農作業暦があります。

両親と弟の4人で農業を営んでおり、飼料作物・ミカンを作付し、通作距離は自宅から70メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の10番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の10番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の10番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の11番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の11番について説明します。

11番の譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ11番に記載のとおりで、畑 1筆 842平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、13,673.33平方メートルで、農機具は、ユンボ1台、耕運機1台、乾燥機1台、草刈り機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の11番について報告します。

11番の譲受人は、兼業農家で50年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、サツマイモ・馬鈴薯・菊芋・柿を作付し、通作距離は自宅から600メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の11番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の11番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の11番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の12番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の12番について説明します。

12番の譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ12番に記載のとおりで、畑 1筆 436平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,278.44平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機3台、田植機1台、動力噴霧機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の12番について報告します。

12番の譲受人は、農家で50年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻・イチゴを作付し、通作距離は自宅から550メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の12番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の12番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の12番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の13番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の13番について説明します。

13番の譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ13番に記載のとおりで、畑 4筆 1, 130平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、3, 935. 49平方メートルで、農機具は、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の13番について報告します。

13番の譲受人は、兼業農家で1年の農作業暦があります。

父と2人で農業を営んでおり、馬鈴薯・甘藷・人参・ブルーベリー・梅を作付し、通作距離は自宅から1. 5キロメートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の13番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の13番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の13番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は、議案集11ページ1番に記載のとおりで、申請地 569平方メートルを山羊の畜舎及び運動場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への変更が行われているため、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は.....の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。  
現状のまま利用し、防護柵を設け、雨水は自然流下、污水及び生活雑排水は溜枡を設置して処理となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は、議案集11ページ2番に記載のとおりで、申請地 1, 011平方メートルに木造2階建共同住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人の農地、東側は道路、南側は水路を挟んで農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、防護柵を設け、雨水は道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番について説明します。

本件については、議案集12ページ1番に記載のとおりで、令和・年・月・日付け長崎県指令・農地活第……号で、一般住宅用地として許可を受けていましたが、転用面積を変更したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…… 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認の1番について報告します。申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は河川、西側は転用許可済地となっております。

現状のまま利用し、防護柵を設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請 1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集13ページ1番に記載のとおりで、申請地 2, 801平方メートルを譲り受け、木造平屋建のアパートを10棟、建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は転用許可済地、東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、擁壁、防護柵を設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集13ページ2番に記載のとおりで、申請地 293平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり北側及び西側は譲渡人の農地、南側は道路、東側は農地となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集13ページ3番に記載のとおりで、申請地493平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり北側は道路、東側及び南側、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、石積みを設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集13ページ4番に記載のとおりで、申請地848平方メートルを譲り受け、隣接する鶏舎の駐車場及び資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり北側は鶏舎、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、  
ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許  
可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について  
説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集14ページ5番に記載のとおりで、申請地312平方メートルを譲り  
受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断  
しております

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり北側及び東側、南側、は宅地、西側は農地となっております。

盛土造成し、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集14ページ6番に記載のとおりで、申請地149平方メートルを譲り受け、隣接する牛舎への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり北側及び西側は牛舎、南側及び東側は道路となっております。  
盛土造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、  
ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許  
可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集15ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和45年1月23日頃から住宅兼  
店舗用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

現地を見ますと、住宅兼店舗用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なし  
と見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集16ページから19ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 6件 13筆 12,613 m<sup>2</sup>

耕作権の再設定 13件 23筆 22,280 m<sup>2</sup>

合計 19件 36筆 34,893 m<sup>2</sup>です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集20ページに記載のとおりで、3件 8筆 6,033 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

議案集の21ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、9筆 5,366平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」「農業従事者数」、「作物の種類」など、3名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第10回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。これで、第10回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時59分